

(総則)

第1条 売扱人及び買受人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟については、売扱人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(費用負担)

第2条 本契約の履行に要する費用は、売扱人の指定する費用を除くほか、すべて買受人の負担とする。

2 本契約の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、仕様書等に記載のない附帯的業務は、買受人の負担において行う。

(契約保証金)

第3条 買受人は、売扱人が必要と認める場合において、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を売扱人に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債、地方債又は銀行が振り出し若しくは支払保証をした小切手（第5項において「有価証券」という。）

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は売扱人が確実と認める金融機関又は保証事業会社等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、買受人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達す

(資源物売扱い)

るまで、売扱人は、保証の額の増額を請求することができ、買受人は、保証の額の減額を請求することができる。

5 売扱人は、第1項第1号又は第2号の保証が付された場合において、第12条の検査又は第13条第2項の検査の検査に合格したとき又は第22条第1項若しくは第23条第1項の規定により契約が解除されたときは、買受人の請求により、契約保証金又は有価証券を返還する。この場合において、当該契約保証金又は有価証券には利息を付さないものとする。

6 単価契約にあっては、第2項及び第4項中「契約金額」とあるのは、「単価に仕様書等に記載の予定数量を乗じて計算した契約金額相当額」とし、前項中「第12条の検査又は第13条第2項の検査の検査に合格したとき」とあるのは、「契約期間が満了したとき」とする。

7 供給者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第2項各号に規定する者による契約の解除場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、売扱人の承諾を得たときは、この限りでない。
(業務の履行)

第5条 買受人は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ売扱人の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督)

第6条 売扱人は、必要があるときは、売扱人の職員をして立会い、買受人の履行状況を監督させることができる。

(履行遅延の場合の届出)

第7条 買受人は、期限内に代金の支払又は物件の引取りをすることができないときは、その理由を明示して、引取期限前に売扱人に対して引取期限の延期を届け出ることができる。

2 前項の規定による届出があった場合において、その理由が買受人の責めに帰することができないものであるときは、売扱人は、引取期限の延期を認めることができる。

(契約内容の変更等)

第8条 売扱人は、必要があると認めるときは、買受人と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、売扱人と買受人とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、売扱人又は買受人は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(一般的損害等)

第10条この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について

(資源物売扱い)

は、買受人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、売払人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、売払人が負担する。

(物件の引渡し)

第11条 物件の引渡しは、売払人が指定する場所で行う。

2 買受人は、引渡しを受けた後、売払人の定める方法により、売払人に報告しなければならない。

3 単価契約にあっては、買受人は、引渡しの際に売払人が指定する場所において、売払人が指定する方法により計量を行い、この計量結果を前項の報告に記載しなければならない。

(検査)

第12条 売払人は、前条第2項の規定による報告がなされたときは、速やかに検査を行うものとする。

(再履行)

第13条 売払人は、買受人が前条の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ぜることができる。

2 買受人は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、売払人に届け出て、その検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第14条 買受人が、第12条の検査又は前条第2項の検査に合格したときは、売払人は仕様書の記載に基づき、買受人に対し納付期限を記載した納入通知書を交付するものとする。

2 買受人は、売払人から前項の納入通知書を受理したときは、前項に定める納付期限までに代金を納入しなければならない。

3 買受人は、前項の期間内に代金を支払わないときは、売払人に對し、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下「遅延利息の率の割合」という。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第15条 物件の所有権は、検査に合格したときに、売払人から買受人に移転し、同時にその物品は、買受人に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、全て売払人の負担とする。ただし、買受人の責めに帰すべき事由によって生じた損害は買受人の負担とする。

(引取り後の処理)

第16条 買受人は引き取った資源物を適正にリサイクルまたはリユースしなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 売払人は、物件の引渡し後においては、契約不適合責任を負わないものとする。

(資源物売払い)

(遅延違約金)

第18条 買受人の責に帰すべき理由により、本契約の履行を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、売扱人は、指定期日を延期することができる。この場合、売扱人は、買受人から遅延違約金を徴収することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第13条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、買受人は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

5 単価契約にあっては、第2項中「契約金額」とあるのは、「単価に売扱い数量を乗じて計算した額」とする。

(売扱人の催告による解除権)

第19条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期限内に業務を終了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと売扱人が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第13条第1項、第2項の再履行がなされないとき。

(4) 買受人又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 買受人又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、売扱人の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人が、この契約に違反したとき。

(売扱人の催告によらない解除権)

第19条の2 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の目的物を引き取ることができないことが明らかであるとき。

(3) この契約の目的物の引取りを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(資源物売扱い)

(4) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第23条の規定によらないで、買受人から契約解除の申出があったとき。

(9) 買受人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が買受人に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、買受人（買受人が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、売払人に帰属する。
(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の100分の10相当額を違約金として売払人の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(資源物売払い)

- (2) 買受人について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 単価契約にあっては、第1項中「契約金額の」とあるのは、「単価に仕様書等に記載の予定数量を乗じて計算した契約金額相当額の」とする。
- 4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、売扱人は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第21条 買受人は、第19条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、売扱人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第20条の2第1号のうち、買受人の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、売扱人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 単価契約にあっては、第1項中「契約金額」とあるのは、「単価に仕様書等に記載の予定数量を乗じて計算した契約金額相当額」とする。

(協議解除)

第22条 売扱人は、必要があるときは、買受人と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 売扱人は、前項の解除により買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(買受人の解除権)

第23条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により、売扱人が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第8条の規定により、売扱人が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、買受人は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第25条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理

(資源物売払い)

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第26条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(疑義の決定等)

第27条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、売扱人と買受人とが協議の上、定めるものとする。